

# 2024年度 須坂市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

2024年6月21日

## 1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定により、本市における障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

## 3 適用範囲

この方針の適用範囲は、本市のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

## 4 対象となる障がい者就労施設等

この方針による調達の対象となる障がい者就労施設等は次のとおりとする。（別表1参照）

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といふ）及び障害者基本法に基づく事業所・施設
- (2) 障がい者を多数雇用している企業
  - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
  - イ 重度障がい者多数雇用事業所
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

## 5 調達の対象品目

この方針による調達の対象となる対象の品目は別表2のとおりとする。

## 6 調達の推進方法

- (1) 市は、障がい者就労施設等からの物品等調達方針を毎年度作成し、調達実績や調達予定を勘案の上、年度ごとに調達目標を設定する。
- (2) 市は、障がい者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、これらの情報に基づき各機関に対して優先調達を依頼する。

## 7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 市は、調達方針を作成し、又は見直したときは、市ホームページ等で速やかに公表する。
- (2) 市は、調達実績を翌年度の5月末までに取りまとめ、市ホームページで公表する。

## 8 調達目標

2024年度の調達目標は次のとおりとする。

目標額 4,800,000円

(別表1) 調達先の分類

	就労移行支援事業所	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	就労継続支援事業所 (A型、B型)	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
1	生活介護事業所	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1項に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
2	共同受注窓口	受注内容を対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う団体等。
	特例子会社	障がい者の雇用に特例の配慮をし、雇用される障がい者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
3	重度障がい者多数雇用事業所	重度身体障がい者等を常時労働者として多数雇い入れるか、継続して雇用する事業所。
	在宅就業障がい者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体。

(別表2) 調達の対象品目

	品目	具体例
物品	事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、米、野菜、お茶 など
	小物雑貨	衣服、装飾具、木工品、各種記念品、花苗 など
	その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等、上記以外の物品
役務	印刷	ポスター、チラシ、報告書・冊子、名刺等の印刷 など
	クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	清掃、施設管理	清掃、除草作業、駐車場管理 など
	情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、データ入力、テープ起こし など
	飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしづり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別等、上記以外のサービス（文書集配業務など）